

令和2年流山市教育委員会議第2回定例会会議録

- 1 日 時 令和2年2月19日(水曜日)  
開会 午前9時00分  
閉会 午前10時45分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 後田 博美  
教育長職務代理者 杉浦 明  
委 員 宮田 義則  
委 員 堀内 博  
委 員 割田 由佳
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 菊池 智之  
学校教育部長 前川 秀幸  
生涯学習部長 飯塚 修司  
教育総務部次長兼教育総務課長 根本 政廣  
学校教育部次長兼学校教育課長 宮本 信一  
生涯学習部次長兼生涯学習課長 中西 直人  
学校施設課長 大塚 昌浩  
指導課長 西村 淳  
スポーツ振興課長 寺門 宏晋  
公民館長 鶴巻 浩二  
図書・博物館長 小栗 信一郎
- 7 事務局職員 教育総務課長補佐 川名 健二  
教育総務課庶務係長 矢代 薫  
教育総務課庶務係主任主事 末吉 聡美

## 8 議案等

議案第 5 号 流山市教育振興基本計画の策定について

議案第 6 号 令和 2 年度教育費予算案について

議案第 7 号 令和元年度教育費補正予算案について

議案第 8 号 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について

議案第 9 号 流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案について

議案第 10 号 流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 11 号 流山市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 12 号 流山市指定有形文化財の指定について

## 9 議事の内容

(開会 午前 9 時 00 分)

後田教育長

ただいまから、令和 2 年流山市教育委員会議第 2 回定例会を開会します。  
まず、令和 2 年流山市教育委員会議第 1 回定例会及び第 1 回臨時会の会議録をお配りしておりますが、ご意見、ご指摘などございますか。

(一部修正の指摘あり)

後田教育長

一部修正の上、承認することにいたします。  
それでは、教育長報告をお願いします。

学校教育部長

それでは、1 月の教育委員会議以降の内容について 4 点ご報告いたします。  
① 1/28 流山市長及び教育委員会表彰状授与式が開催されました。市長賞は、小学生 28 名、中学生 21 名と、29 団体が表彰されました。受賞の基準は、全国 6 位以上、関東 3 位以上、千葉県 1 位です。昨年度から、生涯学習センターホールを使用して行っておりますが、受賞者の増加により、会場の変更を検討しております。また、その後、教育委員会表彰として 1 名の教職員の表彰に続いて、6 名の流山市教育奨励表彰の受賞式を行いました。  
② 1/29 予てから友好都市であった、岩手県北上市と流山市の姉妹都市締結調印式が開催されました。両市はこれまでも多くの交流を図ってきましたが、更に両市の交流が深まることが期待されています。

③ 1/31 教育長所長面接が、東葛飾教育事務所で実施されました。これにより令和元年度末の人事異動事務が始まります。

④ 2/16 2019年度ヘルスバレーボール小学生大会が、キッコーマンアリーナで開催されました。今年は38チームが参加しました。インフルエンザの影響で出場できない選手もいましたが、それぞれのチームが練習の成果を発揮しました。

今後の予定としましては、2月20日から、令和2年の第1回定例議会が開催されます。

生涯学習部長

生涯学習部からは、1点ご報告いたします。

1/26 文化会館ホールで流山市民音楽祭が開催され、約650人の市民等が来場しました。平成2年から続けられているこの音楽祭は、市内で活動する音楽団体の発表の場として市民の方々に親しまれ、今回で30回目を迎えました。当日は18団体が参加し、日頃の練習の成果を思う存分披露しました。

後田教育長

ただいまの教育長報告に対しまして、質疑、意見等がありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

特にないようですので、以上で教育長報告については終了いたします。これより議事に入りますが、議案第6号「令和2年度教育費予算案について」、議案第7号「令和元年度教育費補正予算案について」、議案第8号「流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。また、議案第12号「流山市指定有形文化財の指定について」は、個人に関する情報が含まれています。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議案日程につきましては当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等報告の後に繰り下げたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。

よって、これらの案件につきましては非公開とし、各課等報告の後に審議し

ます。

それでは議事に入ります。

議案第5号「流山市教育振興基本計画の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学校教育部長

教育基本法第17条第2項に基づき、国及び県の教育振興基本計画を参酌し、流山市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。流山市教育振興基本計画案につきましては、これまでも教育委員会議にて協議をしていただき、また、市民へのパブリックコメント、全議員説明、PTA、意見交換会、生涯学習審議会においてもご意見を伺い、1月22日の総合教育会議にて流山市教育振興基本計画案がまとまりました。つきましては、今回の教育委員会議にて、流山市教育振興基本計画を最終版として、議決をいただきたいと思います。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

杉浦教育長職務代理者

前回の流山市教育振興基本計画は、基本計画と同時に「教育大綱」というタイトルも一緒に掲載されており、表紙の裏に「第2章の基本理念をもとに、それを教育大綱に充てる」旨の説明書きがあったと思うのですが、これはあくまでも基本計画ということなのか、今回は教育大綱という言葉はここから抜けるのか、どうなのでしょう。

指導課長

市長部局から、この「教育振興基本計画」と「教育大綱」が同一のものである、という認識の誤解が生じないように、これを切り離し、純然たる「教育振興基本計画」としたい、という申入れがあったため、ご指摘の部分は削除しました。「教育大綱」については、今後ホームページ等で「教育振興基本計画」の基本理念の部分を「教育大綱」におきかえるということを表示していくということです。

後田教育長

教育振興基本計画の中から、市長が教育大綱とする部分を抜き出すなり、プラスするなりして、教育大綱を定める、という考えですね。

指導課長

はい。

堀内委員	21ページの「部活動の充実」について、「外部機関を活用して」という部分はずすというお話を伺った記憶があるのですが。
指導課長	今後、外部機関を、業務改善といった部分も含め、積極的に導入していきたいと考えていますので、この部分は残させていただいた、という経緯です。
後田教育長	ほかにご質問はございますか。
	(特になし との声あり)
後田教育長	質問がないようですので、議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
	(異議なし との声あり)
後田教育長	ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。
	次に、議案第10号「流山市就学援助規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
学校教育部長	(就学援助費目の年間支給額、支給方法及び様式の変更を行うため、流山市就学援助規則の一部を改正する旨の説明)
	就学援助規則の改正については大きく分けて3点ございます。1点目は、学校給食費の公会計化に伴い、適宜変更するものです。学校給食費については、令和2年度から、各学校で徴収する私会計から、市が徴収する公会計に変更となり、就学援助費で支給している学校給食の支給について、保護者及び学校長へ支給していたものを、市の会計で支払うようになります。また、単価計算をすることで、結果として年間支給額が変更となることから、支給額の上限を撤廃し、実費負担額を支給していくこととすることに変更いたします。2点目は、修学旅行費と林間学園費の上限についてです。現在小学校第6学年及び中学校第3学年に修学旅行費を実費にて支給し、小学校第5学年及び中学校第2学年に林間学園費を実費にて支給しているところです。平成29年度までは、市内

の市立小中学校に在籍している児童・生徒を対象としていましたが、平成30年度から新たに、市内に住民登録を有する者で、国立、県立、私立の小中学校に在学している児童・生徒においても支給できるよう変更しました。市内市立小中学校では、修学旅行は国内に行くこととされておりますが、私立、県立及び国立小中学校は海外旅行をすることが想定されるため、平等性の観点から、支給額に上限を設ける規則改正を今年度からしてきたところです。しかしながら、私立、県立及び国立小中学校では、国内旅行においても、市内市立小中学校と比較し高額の旅費をすることも想定されています。そのため、海外旅行に関わらず、国内旅行においても、私立、県立及び国立小中学校の旅費については、平等性の観点から、市内市立小中学校の前年度の実費の平均額を上限として支給するものに変更するものです。3点目は、要保護児童・生徒援助費補助金予算単価変更に伴う改正です。本市の就学援助の年間支給額については、国の要保護児童・生徒援助費補助金予算単価を参考にしております。文部科学省は、令和2年度の当該予算単価額を増額にて予算要求しているところであり、このたび各費目について、予算案が示されたところです。本市においても、翌年度の就学援助の年間支給額について、一部の費目を除き、国の予算単価に合わせるものです。また、以上の変更に伴い、様式の所要の改正を行うものです。

後田教育長

本案について、質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

後田教育長

質問がないようですので、議案第10号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

後田教育長

ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第11号「流山市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習部長	<p>(流山市の人口増加に伴い、スポーツ推進委員が不足していることから、所要の改正を行う旨の説明)</p> <p>議案第11号「流山市スポーツ推進委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきましては、流山市の人口増加に伴いスポーツ推進委員が不足していることから、所要の改正を行うものです。具体的には、27ページの新旧対照表をご覧ください。第3条の、スポーツ推進員の定数をこれまで17名としていたものを、今回の改正で20名以内と改めるものです。なお、前回の改正は平成20年で、この時は14名から17名に改正をしております。</p>
後田教育長	<p>本案について、質疑等ありましたらお願いします。</p>
杉浦教育長職務代理者	<p>27ページの新旧対照表の改正後の表について、改正した年月がずっと書かれていますが、今回改正すると、ここに令和〇年〇月〇日というように加わるのですか。</p>
生涯学習部長	<p>この会議が終わり、改正日が決定したら入れる形となります。</p>
後田教育長	<p>ほかにご質問はございますか。</p> <p>(特になし との声あり)</p>
後田教育長	<p>質問がないようですので、議案第11号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし との声あり)</p>
後田教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決することに決しました。</p> <p>次に、各課等報告を学校施設課からお願いします。</p>
学校施設課長	<p>(学校施設だよりの配布について報告)</p>

学校教育課長	(新設小・中学校(大畔地区)の指定学校変更等について報告)
指導課長	(市長表彰、コミュニティスクール、第22回東葛飾地方家庭科、技術・家庭科作品展、いじめの重大事態、いじめ対策調査会の1月の内容と現在の進捗状況について報告)
公民館長	(第32回子育てコンサート、ゆうゆう大学合同コンサートについて報告)
図書・博物館長	((仮称)南流山地域図書館・児童センター整備基本方針に係るパブリックコメントの実施について報告)
後田教育長	以上の各課等報告への質疑、意見等がありましたらお願いします。
杉浦教育長職務代理者	南流山の図書館についてですが、この図書館は、「森の図書館」や「木の図書館」のように、名称や愛称を付けるのでしょうか。
図書・博物館長	子育て関連施設と一緒に施設になっていることから、独自の名称にするか、統一した名称にするか、あるいは公募するか、といったことについてはまだ決めていません。
割田委員	南流山地区はこれから児童・生徒が増えていくと思うのですが、南流山中学校の敷地の中に新しい施設を設け、中学校が手狭になってしまうようなことはないのでしょうか。
図書・博物館長	子育て関連施設と一緒に、ということでこの土地が選択されましたが、ご指摘の点については課題として残るかと思います。
生涯学習部長	現状は使われていない場所で、南流山中学校の東側の細い場所に建設予定なのですが、学校の増築あるいは新設については、生徒数の推計により今後検討していくことになると思います。
後田教育長	ほかにご質問はございますか。
	(特になし との声あり)



質問がないようですので、各課等報告についての質疑を終了します。  
続きまして、先ほど非公開と決定しました議案の議事に入ります。

(傍聴人がいないため、退席者なしで審議開始)

議案第6号「令和2年度教育費予算案について」

教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 駅ピアノ設置事業について、ピアノの設置場所をこかげテラスに決めた意図はどういったものなのか。単純に考えると、つくばエクスプレスと東武線の改札のある広い場所の方が良いかと思うのだが。

(答) 最初は駅の構内で設置できないか、つくばエクスプレス側等とも相談していたが、ピアノが置かれると構内放送が聞こえなくなってしまうのではないか等の問題があり、高架下のこかげテラスを紹介され、こかげテラスを管理している業者と話をしている。こかげテラス口という改札口があり、そこからエスカレーターで降りたところが設置を想定している場所であるが、いろいろなイベントを行っている南口の広場に面しているので、そちらに来ている方には聴きやすいスペースかと思われる。自由通路も提案を受けたが、深夜は閉められないため保管管理上の問題もあるということで、こかげテラスで今は予定をしている。

(問) 「小学校教育指導運営事業」と「中学校教育指導運営事業」について、今まで学校図書館の司書は中学校区に1名だったと思うが、小学校教育指導運営事業にも踏み込まれたということは、小中学校1校につき司書が1名という計画なのか。

(答) 図書館司書の増員に伴い、来年度は校種別に司書を配置する予定であり、小学校は小学校だけ、中学校は中学校だけを見るという形になる。今は1中2小のような形でローテーションしていたが、やはり文化が違うので運営のしづらさがあり、分けて動くという形になった。

議案第7号「令和元年度教育費補正予算案について」

教育総務課長、学校教育課長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 「八木北小学校校舎等建設事業」で、改修分の変更前、変更後が入札減ということで減額となったとのことだが、半額程度の減となっているのはかなり率として大きいと思う。こうしたことはよくあることなのか。

(答) よくあるわけではない。今回は業者の努力で金額的に下がったので、まれなことである。

議案第 8 号「流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の原案について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

(主な質疑)

(問) 南流山小学校区第 2 あすなろ学童クラブの建物を新たに新築されるとのことだが、学校のグラウンドとは別の場所か。

(答) 小学校のグラウンドの中だが、まだ使っていないところで、現在畑になっている場所である。既存の学童クラブに隣接する形で新たに造るということで計画している。現在使っていない場所なので、グラウンドが狭くなるということはない。

(問) おおぐろの森小学校区学童クラブはいつから使い始めるのか。

(答) 小学校の開校と合わせ、令和 3 年 4 月 1 日からである。

議案第 9 号「流山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の原案について」

教育総務部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

議案第 1 2 号「流山市指定有形文化財の指定について」

生涯学習部長の説明後、審議に入り、原案どおり可決された。

後田教育長

以上をもって本日の教育委員会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

その他協議する事項がありましたらお願いします。

生涯学習課長

成人式について、教育委員の皆様にご意見いただきたいと思います。令和 4 年の民放改正の施行で、成人の年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げが行われるということに伴い、現在の成人式をどう取り扱えばよいか、18 歳に引き下げ

るか、20歳のままで続けるかということです。柏市、松戸市、鎌ヶ谷市については、20歳のままで続けるということで結論を出し、公表しております。晴れ着等の関係で問い合わせが来ることもあり、流山市も、もう判断して公表すべきだということで、市長まで決裁を取り公表したいと考えているのですが、その前段として、教育委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。生涯学習部としては、柏市、松戸市、鎌ヶ谷市と同様に20歳のままで続けることが望ましいと考えております。その理由として、18歳に引き下げを行うと、多くの18歳年齢の人が大学受験に当たってしまうという問題があることと、18歳で民法上は成人になりますが、引き続き飲酒、喫煙は認められないということもありますので、18歳に引き下げをする必要はないのではないかと思います。20歳の今の段階でも、十分に自立している人はそういないと思っておりますが、20歳の区切りで現在行っているようなことは、社会人の自覚を促すものとして意義があるものと考えておりますので、こちらとしては20歳のままで続けた方がよろしいと考えています。ご意見があればいただきたいと思っております。

堀内委員

大学受験と重なるので、一般的には現行のまま20歳で行う自治体が多いというのは確認しました。大人の仲間入りの儀式として、社会人としての準備を進めるということで、現在は18歳で社会に出る方も基本的には20歳での成人式ですが、希望すれば18歳、19歳でも参加できる等、柔軟性があってもいいのではないかという気がしました。本来、自立するという意識を促す制度ではないかと私は感じます。過去からの慣例として、20歳で同窓会的なものだったと思いますが、これを良い機会として、原則は20歳の方対象としますが、自分の意思で参加する年を決められることにも対応できればよいと思います。前例もないので難しいとは思いますが。

生涯学習部長

流山市の成人式は、その年代の方々が実行委員となる実行委員形式で行っており、実行委員がその年代に合わせた記念品等を考えたり、そこで当時の写真を貼ったりします。また、18～20歳までのどこで式典に参加したかをチェックしなければならない等もあり、なかなか難しいかと思います。式典の名称については、「成人式」は使えないと思っておりますので、変更になるかと思っております。

杉浦教育長職務代理者

資料の中に、「例年参加者の多くが晴れ着を着ていて、晴天の確率の高い1月の時期を変更する必要性はない」といった文章があり、ぱっと読むと、晴れ

着を着てくる人のためにこの時期にしている、とも受け止められかねないので、晴れ着を前提にしたような表現は変更した方がよろしいかと思ひます。

生涯学習課長 そのあたりは表現を直したいと思ひます。

宮田委員 私は、選挙の関係で成人を18歳にただけであり、実際は20歳というのが人生の最初の部分でのけじめだと思ひますので、20歳で従来からの成人式でよいと思ひます。自分の子どもたちも成人式に出席しましたが、小中学校の友達と一堂に会して、普段見たことのないような笑顔で接している、そうしたことがやはりよいのではないかと思ひます。例えば、事情があり2年後には参加できないので、雰囲気だけでも味わいたいということで、観客席で見る等は構わないと思ひますが、既定のルール上では20歳とした方がよいかと思ひます。

割田委員 何のために20歳になった人を集めて成人式をするのか、式典の主旨をはっきりさせることで、どうしたらよいのか決まるのではないかと思ひます。

宮田委員 実際に、成人式を迎える子どもたちはどちらがよいと思うのでしょうか。

生涯学習部長 今やっている実行委員の方々に伺うと、ほとんどの皆さんが20歳で行う方がよい、とのことでした。

後田教育長 こうしたご意見があったということを含めて、検討いただければと思ひます。

それでは次回の教育委員会議について、事務局からお願いします。

教育総務課長 次回の教育委員会議は、3月26日（木曜日）、午後3時からとしたいと思ひますが、いかがでしょうか。場所については、後日お知らせいたします。

（次回の日程協議）

後田教育長 それでは、次回の教育委員会議は、3月26日（木曜日）、午後3時から開催することとします。

以上で、令和2年流山市教育委員会議第2回定例会を終了します。

(閉会 午前 10 時 45 分)